

○財務省令第20号
 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第百九十六号)の施行に伴い、並びに法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十三年六月三十日
 財務大臣 野田 佳彦

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第12号)の一部を次のように改正する。
 第八条の三の七第一項中「棚卸」を「棚卸し」に、明りよ」を「明瞭」に改め、同条第二項中「棚卸」を「棚卸し」に、令第五十五條の六(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用)において準用するを「法第八十一條の三第一項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)に規定する個別損金額(以下この項において「個別損金額」という)を計算する場合に、当該連結法人が、その」に、令第五十五條の六において準用するを「個別損金額を計算する場合に、令第三十一條第一項を「個別損金額を計算する場合の令第三十一條第一項に、」法人については、」を「場合によっては」に改める。
 第十七条第三号中「使用可能期間」を「令第五十七條第一項に規定する未經過使用可能期間」に改める。
 第十八條第一項第二号中「に規定する法定耐用年数とみなされた」を「の承認に係る」に改め、同条第二項第二号中「償却限度額の計算の基礎となる」を「令第五十七條第一項の承認に係る」に改め、同項第三号中「償却限度額の計算の基礎となる」を削る。
 第二十条第二項第一号口中「いう」を「いい、令第五十七條第九項(耐用年数の短縮)の規定の適用がある場合には同項の規定の適用がないものとした場合に減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額となる金額とする」に改める。
 第二十条の三を削る。
 第二十一条の二中「第三十三條第六項」を「第三十三條第七項」に改める。
 第二十六條の四第二項第一号中「資産」の下に(同項の内国法人の株式又は出資を除く)を加える。
 第二十七條の三第十四号中「こと」の下に、当該法人の」を加える。
 第二十七條の十三の三第二項を削る。
 第二十七條の十四中「別表十二」を「別表十四」に、別表十三(八)まで、別表十三(十)、別表十三(十一)、別表十三(十二)を「別表十三(九)まで、別表十三(十二)に改め、同条第二号中、第二十条の二十四第七号」を「第二十條の二十三第七号」に、代替資産を取得した場合」を「代替資産を取得した場合等」に、第二十二條の七第十項第六号及び第十二項第六号」を「第二十二條の七第六項第六号及び第八項第六号」に、交換等の場合」を「交換等の場合等」に改める。
 第二十七條の十五の二第二項第一号中「資産」の下に(同項の内国法人の株式又は出資を除く)を加える。
 第三十二條第二項中「別表六(二十八)」を「別表六(三十一)」に、別表十(三)付表二まで、別表十(六)から別表十(八)まで、別表十(十)」を「別表十(九)付表二まで、別表十(十二)に改める。
 第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十五條第二号中「当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分内容につき他の号に掲げる書類にその」を「これらの書類又は前号に掲げる書類に次に掲げる事項の」に、内容を記載した」を「記載をした」に改め、同号に次のように加える。
 イ 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分内容
 口 過年度事項(当該事業年度前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう)の修正の内容
 第三十七條の見出しを(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。
 令第五十五條の六第一項第二号(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の適用)の規定により連結親法人が各連結法人について書類の提出又は届出を行う場合には、当該書類又は当該届出に係る書類に記載すべき事項のうち第九條第一号(特別な評価の方法の承認申請書の記載事項)、第九條の二第一号(棚卸資産の評価の方法の変更申請書の記載事項)、第九條の三第一号(特別な償却の方法の承認申請書の記載事項)、第十一條第一号(取替法を採用する場合の承認申請書の記載事項)、第十三條第一号(特別な償却率の認定申請書の記載事項)、第十五條第一号(減価償却資産の償却の方法の変更申請書の記載事項)、第十七條第一号(耐用年数短縮の承認申請書の記載事項)、第十八條第二項第一号及び第四項第一号(耐用年数短縮が届出により認められる資産の更新の場合等)、第二十条の二第一号(増加償却の届出書の記載事項)、第二十一條第一号(堅牢な建物の償却限度額の特別の適用を受ける場合の認定申請書の記載事項)、第二十一條の二第一号(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十一條第三号(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十二條第一号(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四條の三第一号(適格分割等に係る在庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する期中特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四條の六第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る在庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四條の六第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る在庫補助金等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四條の九第一号(保険差益等に係る特別勘定の設定期間延長申請書の記載事項)、第二十四條の十第一号(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十四條の十一第一号(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十四條の十二第一号(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る繰延資産等取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五條第一号(適格分割等に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五條第一号(貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)、第二十五條の六第一号(適格分割等により移転する金銭債権に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十五條の七第一号(返品率の対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十六條の八第一号(短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七條の二第一号(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七條の八第六項第一号(繰延ヘッジ処理)、第二十七條の十三第一号(外貨建資産等の期末換算の方法の変更申請書の記載事項)、第二十七條の十八第一号(適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)、第二十七條の十九第一号(適格分割等により引き継ぐ一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)、第二十七條の三第一号(適格分割等により引き継ぐ繰延消費費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開

第三十三條第一号中「社員資本等変動計算書」の下に(これらの書類に過年度事項(当該期間の開